

第8回まちづくり基本条例市民学習会
3月14日(土) 午後2時～午後4時
吉田公民館 3階講堂

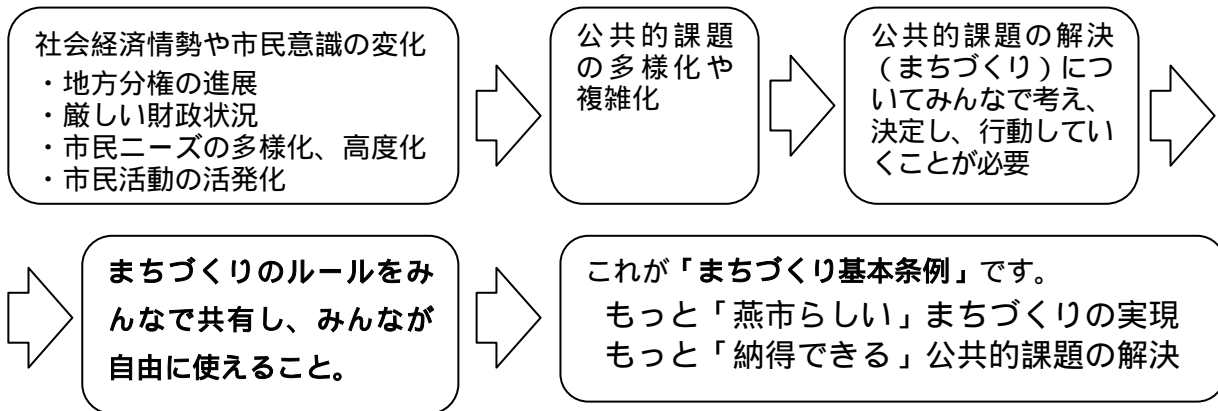
事務局説明資料

(仮称)まちづくり基本条例の組み立て方(作り方)

まちづくり基本条例制定の目的

市内のさまざまな主体がお互いに対等なパートナーであることを認め合い、共通の目標のもとそれぞれの特性を發揮し、市民と行政との協働のまちづくりのさらなる推進を目指すために…

- 1 協働の仕組みづくり
 - ・まちづくりの基本となる方針やルールを明確にする。
 - ・まちづくりの理念や目標を明らかにして、みんなで共有する。
- 2 役割分担の明確化
 - ・市民やさまざまな主体と行政との関係、役割や責務を明確にする。
- 3 市民の参画・協働の機会の確保
 - ・市民が参画・協働しやすい環境や市民の声が反映される行政の仕組みをつくる。
 - ・まちづくりに関する行政の意思決定への市民参画を制度的に保障する。



基本事項

- 1 みんなの条例であること
 - ・みんなが参加できるルールづくり…行政だけではなく、市民、自治会、まちづくり協議会、NPO、企業などまちに関わるすべての主体が参加するまちづくりが必要。
- 2 市民と行政が協働でつくり上げていくこと
 - ・条例策定には市民の参加・協働が不可欠…条例をつくるためには、市民参画とともに市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要。また、できるだけ多くの市民の皆さんに関わっていただき、幅広い議論を行うことが必要となる。

- ・かけた時間ではなく過程が重要・・・条例の策定過程での情報提供、意見聴取、参加・協働の機会の確保など、条例をつくる過程が最も重要で、その過程こそが「まちづくり」であるとも言える。
- 3 条例の内容がみんなに理解され、自分たちのルールであると共感を持って受け入れられること
- ・みんなに関心を持ってもらう仕組みづくり
 - ・パブリックコメント
 - ・検討の過程や条例内容の周知・報告、情報提供（出前講座やフォーラムの開催など）
- 4 実効性が担保されていること
- ・理想的なまちづくり基本条例をつくることは容易。条例自体に価値があるのではなく、条例は道具である。・・・条例づくりは条文をつくることではない。まちづくりの仕組みやみんなが共感できる内容が重要。
 - ・条例を動かす仕組みづくりが重要・・・具体的、詳細に規定した条例であってもそれを動かす仕組みがなければ単なる作文となる。
- 5 燕市にあったまちづくり基本条例を考えること
- ・先進地事例は数多く存在するが、燕市の実情に合ったものを考える必要がある。
 - ・燕市のまちづくりを進めていくうえで大切にすること
 - ・燕市のまちづくりの主体（担い手）とその役割と責務（責任や義務）
 - ・燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと など

検討体制（予定）

・まちづくり基本条例市民検討会議 ……学習会終了後、条例素案策定のための具体的な検討を行う「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」を設置します（平成 21 年 5 月設置予定。要綱も併せて制定）。市民検討会議は、市民公募委員 30 名以内、職員委員 10 名の構成で検討を進めていく予定です。

燕市まちづくり基本条例市民検討会議は、全体会議とグループ別会議で構成し、最終的にまちづくり基本条例に定めるべき項目とその内容について、箇条書き等でまとめたもの（条例素案）を策定し、市長へまちづくり基本条例に関する提言書を提出します（平成 22 年度予定）。なお、検討の中間期に全市民への検討事項の報告や意見交換等を目的とした市民フォーラムの開催や提言書の提出についてもフォーラム形式での開催を予定しています。また、これらの検討の経過等は、ホームページや広報で随時お知らせしていきます。

全体会議 …… グループの意見を集約して、検討項目ごとに内容を整理し、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」としての条例素案を決定していきます。

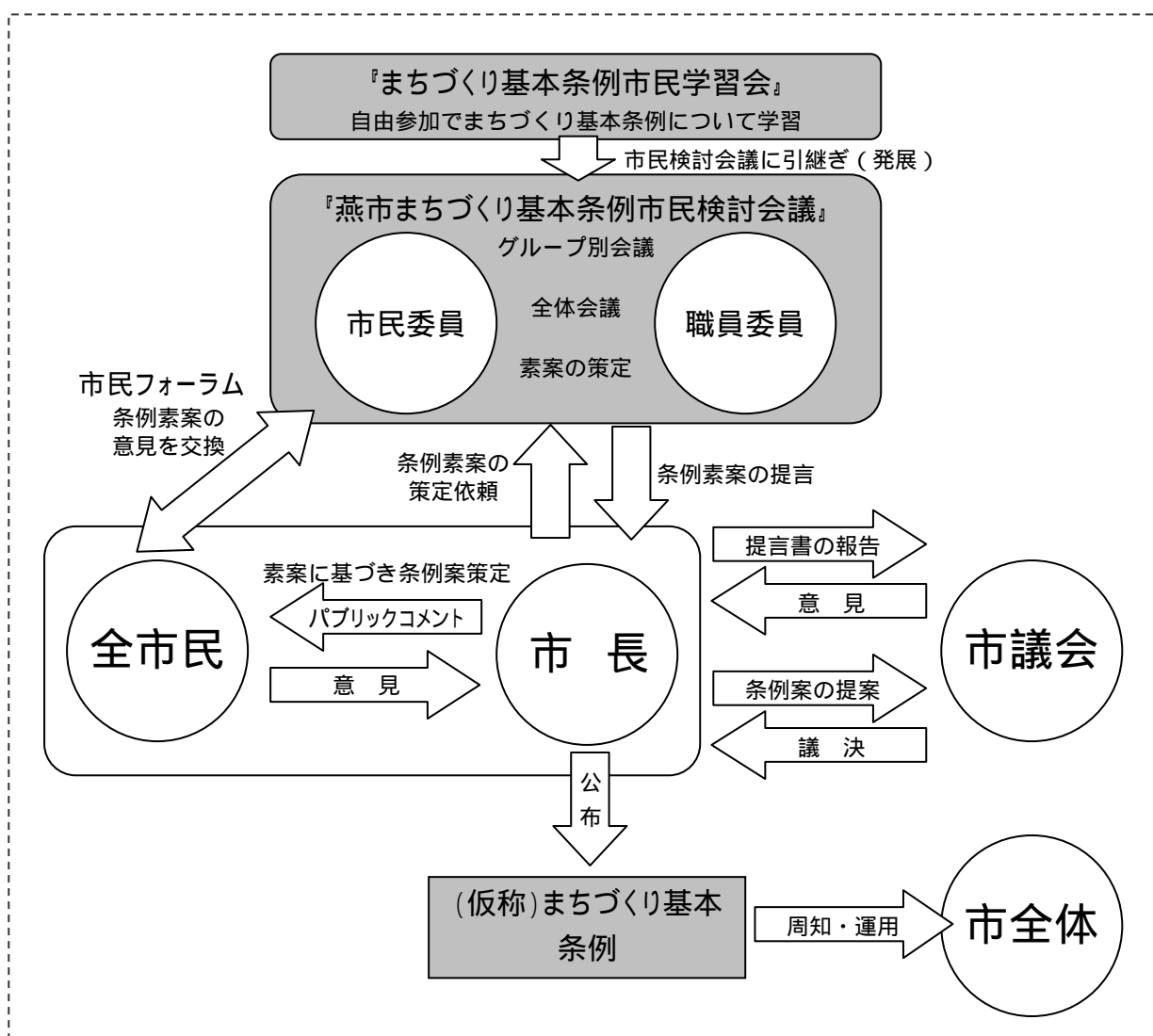
グループ別会議 …… グループに分かれ、各グループで同じ項目、同じテーマについて検討、協議を進めます。意見交換をして合意形成を図っていくというワークショップのスタイルで、検討項目ごとに各委員が意見を出し合い、最終的にグループで意見を集約します。

事務局 …… 会議の運営及び進行管理、各グループの発表内容や論点の整理、とりまとめをします。

(検討項目)

- ・ 燕市のまちづくりを進めていくうえで大切にすること
- ・ 燕市のまちづくりの主体（担い手）とその役割と責務（責任や義務）
- ・ 燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと
- ・ 上記のほか、市民検討会議の協議の中で必要が生じた項目

・ まちづくり基本条例庁内検討委員会 …まちづくり基本条例市民検討会議から市長へまちづくり基本条例に関する提言書（条例素案）の提出があった後、市役所の担当部署の代表者による検討委員会を設置（平成 22 年度予定）し、市民検討会議が策定した条例素案をもとに、条例案を策定します。ただし、委員会の構成や市民検討会議による検討の状況により必要であれば提言書の提出前に設置して市民検討会議と意見交換を行うこととします。



検討期間（予定）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度～
学習会を開催	計8回			
公募委員等で組織するまちづくり基本条例市民検討会議を設置		条例素案の協議・検討→策定	市長へ提言書を提出	
職員で組織する庁内検討委員会を設置		条例案の協議・検討→策定		
関連業務	・広報・周知	・広報、周知	・パブリックコメント ・議案の提出→議決 ・条例の公布	
まちづくり基本条例の周知・運用				運用・見直し